環 境 行 政 の 歩 み

1　環境行政の変遷

年月	事項
S33.9	北海道立自然公園審議会の設置
S36.12	北海道ばい煙対策審議会の設置
S38.12	北海道鳥獣保護審議会の設置
S39.2	北海道公害対策審議会の設置 （北海道ばい煙対策審議会の廃止）
S40.11	北海道無煙燃料開発促進協議会の設置 北海道地方行政連絡会議に公害部会の設置
S45.4	北海道公害防止研究所の設置 （衛生研究所公害部の昇格）
S45.8	北海道公害対策本部の設置 （北海道地方行政連絡会議公害部会の廃止）
S45.10	道議会公害対策特別委員会の設置
S45.11	北海道公害審査会の設置 支庁、保健所等に公害苦情相談員の設置
S46.1	北海道自然保護審議会の設置
S46.12	北海道水質審議会の設置
S47.4	企画部環境局から生活環境部に組織改正 （公害調整課、公害規制課、自然保護課）
S48.11	北海道地方行政連絡会議に環境保全部会の設置 （北海道公害対策本部の廃止）
S49.1	北海道自然環境等保全審議会の設置 （北海道自然公園審議会、北海道鳥獣保護審議会、北海道自然保護審議会の廃止）
S49.5	北海道特定開発行為審査会の設置 生活環境部にアセスメント担当主査の設置 伊達地方環境監視室の設置
S49.12	支庁に土地利用係を設置
S50.5	公害調整課を環境管理課と環境審査課に再編 公害規制課を公害対策課に改称
S53.10	北海道環境影響評価審議会の設置
S54.1	環境審査課を環境影響審査課に改称
S55.4	苫小牧地方環境監視センターの設置

年月	事項
S59.4	環境管理課と環境影響審査課を環境保全課として統合
S61.4	北海道原子力環境センターの設置
S63.4	生活環境部から保健環境部に組織改正（環境調整課、環境対策課、衛生施設課、自然保護課）
H2.4	環境調整課に脱スパイクタイヤ推進室を設置
H3.5	北海道公害防止研究所を北海道環境科学研究センターに組織改正 衛生施設課に資源リサイクル推進室を設置
H6.8	北海道公害対策審議会を廃止し、北海道環境審議会を設置
H7.6	保健環境部に環境室を設置（環境政策課、環境対策課、環境整備課、自然保護課）
H9.4	北海道環境基本条例に基づき「環境保全推進委員」（300 名）を設置（公害監視委員の廃止）
H9.6	保健環境部から環境生活部に組織改正（環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課、自然環境課） 支庁に環境生活課を設置 環境科学研究センターに道東地区野生生物室を設置
H10.4	環境科学研究センターに道南地区野生生物室を設置
H12.4	北海道自然環境保全審議会と北海道環境審議会を統合し、新たな北海道環境審議会を設置
H13.4	北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館の設置
H15.6	循環型社会の構築を推進するための組織の一部強化
H16.7	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会」の設置
H17.9	「北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議」の設置
H17.10	環境室に参事（知床遺産）を設置
H18.4	組織機構改正により環境室から環境局へ
H20.3	苫小牧地方環境監視センターの廃止
H20.4	自然環境課と参事（知床遺産）を統合

年月	事項
H22.4	環境生活部に地球温暖化対策室を設置 環境政策課と環境保全課を統合し、環境推進課を設置 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）の設立 （環境科学セ研究ンターを含む22の試験研究機関で構成）
H23.6	環境生活部にエゾシカ対策室を設置
H25.4	環境生活部にエゾシカ対策課を設置 自然環境課を生物多様性保全課に改称
H28.4	環境推進課を環境政策課に、地球温暖化対策室を低炭素社会推進室に改称
H30.4	低炭素社会推進室を気候変動対策課に改組 エゾシカ対策課を生物多様性保全課に統合
R2.4	生物多様性保全課を自然環境課に改称 道総研にエネルギー・環境・地質研究所（エネ環地研）の設置 （工業試験場環境・エネルギー部、環境科学研究センター、地質研究所の3つの組織を統合）
R3.4	気候変動対策課に北海道気候変動適応センターを設置
R3.8	環境生活部にゼロカーボン推進監及びゼロカーボン推進局を設置 ゼロカーボン戦略課を設置
R4.4	環境局を環境保全局に改称 環境生活部に自然環境局、野生動物対策課を設置
R5.6	ゼロカーボン推進局を経済部へ移管 気候変動対策課を地球温暖化対策課に改組 ゼロカーボン産業課を設置
R6.4	地球温暖化対策課をゼロカーボン戦略課及びゼロカーボン産業課に統合

2　主な環境施策

(1)道の施策

年月	施策内容
S25.8	「北海道立公園条例」の制定 襟裳道立公園の指定
S30.4	厚岸、富良野芦別道立公園の指定
S33.4	「北海道立自然公園条例」の制定(北海道立公園条例の廃止)
S35.4	檜山道立自然公園の指定
S36.6	恵山道立自然公園の指定
S37.4	暑寒別道立自然公園の指定
S37.12	野付風蓮道立自然公園の指定
S38.12	「第1次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
S39.2	天売焼尻道立自然公園の指定
S40.5	「支庁公害対策連絡協議会設置要領」の制定
S42.1	「第2次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
S43.5	松前矢越、北オホーツク道立自然公園、道立自然公園野幌森林公園の指定
S44.2	「公害対策基本法」に基づき二酸化硫黄に係る環境基準を設定
S44.10	「北海道公害防止条例」の制定
S44.11	「騒音規制法」に基づき札幌市など8市を指定地域に指定
S44.12	「大気汚染防止法」に基づき札幌市を指定地域に指定
S45.2	「公害対策基本法」に基づき一酸化炭素に係る環境基準を設定
S45.7	北海道公害防止施設改善資金貸付制度の創設
S45.9	「公害対策基本法」に基づく水質環境基準生活環境項目)を石狩川等3水域に類型指定
S45.10	「北海道自然保護条例」の制定 道議会公害対策特別委員会の設置 「北海道公害紛争処理条例」の制定
S46.3	室蘭保健所にテレメータの設置(49.4 室蘭市に移管)

年月	施策内容
S46.6	「大気汚染防止法」に基づき札幌市を燃料規制地域に指定(51.9 旭川市指定)
S46.10	「北海道公害防止条例」の全部改正
S46.12	「公害対策基本法」に基づく水質環境基準(健康項目)の設定
S47.1	「公害対策基本法」に基づく浮遊粒子状物質に係る環境基準の設定
S47.3	「支庁管内環境保全対策連絡協議会設置要領」の制定 (支庁公害対策連絡協議会設置要領の廃止) 余市岳等 36 地区を環境緑地保護地区等に指定 「第3次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
S47.4	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく上乗せ排水基準を石狩川等 7 水域に指定
S47.6	狩場茂津多道立自然公園の指定
S47.7	北海道公害防止基金制度の発足 (北海道公害防止施設改善資金貸付制度の廃止)
S47.9	「公害防止推進計画」の作成 10 地域
S48.5	「公害対策基本法」に基づき二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準を設定
S48.12	「北海道自然環境等保全条例」の制定 (北海道自然保護条例の廃止)
S49.4	「公害対策基本法」に基づく騒音環境基準を札幌市等 32 市 9 町に類型指定 朱鞠内道立自然公園の指定
S49.5	「北海道公害苦情処理要綱」の制定 (公害苦情処理要綱の廃止)
S49.7	「悪臭防止法」に基づき函館市等 10 市 5 町を規制地域に指定
S49.9	北方圏環境会議の開催
S49.10	「北海道自然環境保全基本方針」の策定

年月	施策内容
S49.12	「苫小牧地域公害防止計画」の策定 「産業廃棄物処理計画」の策定
S50.1	「北海道公害防止条例施行規則」の一部を改正(粉じん発生施設に係る構造等の基準の設定)
S50.3	「公害対策基本法」に基づく航空機騒音環境基準を札幌市等 9 市 23 町に類型指定 江別市等 13 地域で「緑化推進計画」を作成
S50.7	「北海道土地利用基本計画」の決定
S51.2	「室蘭地域公害防止計画」の策定
S51.5	7地域(大千軒岳、静狩礼文華、松山ピヤシリ、以久科海岸、尾幌、落石岬、ユルリ島)を道自然環境保全地域に指定
S52.1	「札幌地域公害防止計画」の策定
S52.3	「第4次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
S53.1	天塩岳道立自然公園の指定
S53.3	「振動規制法」に基づき札幌市等 11 市 5 町を指定地域に指定
S53.7	「北海道環境影響評価条例」の制定
S54.1	北海道環境影響評価条例の全面施行
S55.3	「りんを含む合成洗剤対策推進要綱」の制定
S55.11	斜里岳道立自然公園の指定
S57.1	「札幌地域公害防止計画」の策定(第2次計画)
S57.3	「第5次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
S57.4	「みどりの環境構想」の策定
S57.12	湖沼の窒素及びりんに係る環境基準の設定
S58.4	「北海道緑化指針」の策定 「北海道開拓の村」の開村
S59.1	「北海道スパイクタイヤ使用自粛指導に関する実施要綱」の制定(59 年 4 月 1 日から施行)
S60.5	湖沼の窒素及びりんに係る排水基準の設定
S61.2	「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」の締結
S62.1	「札幌地域公害防止計画」策定(第3次計画)
S62.4	「第6次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
S63.7	「アスベスト問題対策基本方針」の制定

年月	施策内容
H 元.2	「北海道環境管理計画(豊かな自然とよりよい環境をめざして)」の策定
H 元.4	「悪臭防止法」に基づき大野町ほか 2 町を規制地域に指定
H 元.7	「北海道自然環境保全指針」の策定 窒素及びりんに係る排水基準の適用対象湖沼の追加
H 元.10	「北海道脱スパイクタイヤ推進条例」の制定
H2.3	「北海道環境保全基金」の創設 「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」の制定
H2.9	暑寒別道立自然公園及び天売焼尻道立自然公園の指定の解除
H2.10	「地球温暖化防止行動計画」の策定 「北海道快適環境づくり指針」の策定
H2.11	「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」の策定 「北海道リゾート開発指針」の策定
H2.12	北海道湖沼環境保全基本指針に基づき春採湖を重点対策湖沼に指定
H3.3	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき札幌市など 6 市 1 町を指定地域に指定(第1次指定)
H4.3	「第3次北海道産業廃棄物処理計画」の策定 「北海道みどりの環境づくり計画」の策定 「札幌地域公害防止計画」の策定(第4次計画)
H4.4	「北海道湖沼環境保全基本指針」に基づきクッチャロ湖を重点対策湖沼に指定 「第7次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
H4.8	「第 34 回自然公園大会」を支笏湖畔で開催 「湿原保全国際フォーラム」を浜中町、釧路市、札幌市で開催
H4.10	「北方圏フォーラム」理事会の開催 (道提案プロジェクトの実施計画の採択) 「アジア湿原シンポジウム」を釧路市で開催
H4.11	「廃棄物の減量化・リサイクルアクションプラン」の策定

年月	施策内容
H4.12	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき旭川市など 20 市 65 町を指定地域に追加指定（第2次指定）
H6.3	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき留萌市など 5 市 5 町を指定地域に追加指定（第3次指定）
H6.6	「北海道湿原保全マスタープラン」の策定
H6.7	「北海道における高度技術の利用に伴う化学物質等の管理に関する環境保全指針」の策定
H6.8	「北海道環境審議会条例」を施行
H7.9	北海道環境審議会から「北海道の環境行政のあり方」について答申
H7.10	「北方圏フォーラム総会」の開催（ 札幌市、赤井川村）、「北方圏フォーラム環境関連プロジェクト委員会」の開催（札幌市）
H7.11	「北海道湖沼環境保全基本指針」に基づき大沼を重点対策湖沼に指定
H8.1	北海道環境基本条例素案骨子を公表。広く道民意見を公募
H8.3	「北海道環境配慮指針（オフィス編）」の策定 「釧路湿原保全プラン」の策定
H8.4	「北海道地球環境保全行動指針（アジェンダ 21 北海道）」の策定
H8.7	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき小樽市など 3 市 9 町 2 村を指定地域に追加指定（第4次指定）
H8.9	北方圏フォーラムにおいて「北方圏野生動物保護管理指針」を策定
H8.10	「北海道環境基本条例」の制定 北海道環境基本条例の制定に伴う「北海道公害防止条例」及び「北海道自然環境等保全条例」の一部改正 「北海道野生動物保護管理指針」の策定
H8.12	「北海道環境配慮指針（公共事業編）」の策定
H9.2	「札幌地域公害防止計画」の策定（第 5 次計画）

年月	施策内容
H9.4	（財）北海道環境財団の設立 北海道環境基本条例に基づき「環境保全推進委員」（300 名）を設置（公害監視委員の廃止） 北海道環境審議会から「北海道の水道水源の保全の基本的な考え方について」答申 「第8次北海道鳥獣保護事業計画」策定
H9.5	「全道みな下水道構想」の策定
H9.12	「ごみ処理の広域化計画」の策定
H10.2	「北海道新エネルギー・ローカルエネルギービジョン」の策定
H10.3	「北海道環境基本計画」策定 「道東地域エゾシカ保護管理計画」策定 「サロベツ湿原群保全プラン」策定 「北海道の水道水源保全に関する基本方針」策定
H10.9	環境道民会議の設置
H10.10	「北海道環境影響評価条例」の全面改定
H11.4	（財）北海道環境財団を「北海道地球温暖化防止活動推進センター」に指定 「クッチャロ湖湿原保全プラン」策定
H11.6	「北海道の内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針」（北海道環境ホルモン取組方針）の策定
H12.3	「ごみゼロ・プログラム北海道」策定 「雨竜沼湿原保全プラン」策定
H12.6	「北海道地球温暖化防止計画」策定 「北海道環境管理システム」の運用開始 「エコランド北海道 21 プラン」の策定
H12.9	「エゾシカ保護管理計画（第 1 期）」の策定
H12.11	「北海道環境管理システム」が ISO14001 認証取得
H13.2	「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画」の策定
H13.4	「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」の制定 「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」の制定 「北海道レッドデータブック 2001」を公表
H13.5	「北海道地球温暖化防止活動推進員」制度の創設
H13.8	「北海道グリーン購入基本方針」の策定
H13.9	「札幌地域公害防止計画」の策定（第6次計画）

年月	施策内容
H13.12	「北海道廃棄物処理計画」の策定
H14.3	「第9次北海道鳥獣保護事業計画」策定 「エゾシカ保護管理計画（第 2 期）」の策定 「北海道森林づくり条例」制定
H14.4	出先機関における北海道環境管理システムの準用開始
H15.3	「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」の制定 「北海道アライグマ対策基本方針」、「アライグマ対策行動計画」の策定
H16.3	「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づきヒダカソウ生育地保護区を指定 「北海道の外来種リスト～北海道ブルーリスト 2004～」の作成 「全道みな下水道構想リニューアルプラン」の策定
H16.4	「循環的利用施設の整備促進に向けた基本的な考え方」の策定
H16.7	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会」の設置
H16.12	「北海道再生品利用拡大方針」の策定及び「北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱（リサイクル製品認定制度）」の創設
H17.3	「北海道循環型社会推進基本計画」の策定及び「北海道廃棄物処理計画」の改定 「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更 「循環型社会の形成に向けたリサイクル関連産業支援方針」の策定
H17.11	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定」の締結
H17.12	「北海道環境教育基本方針」の策定 「北海道循環資源利用促進税条例」の制定「北海道ゼロ・エミ大賞表彰制度」の創設
H18.2	「建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針」の策定
H18.3	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」の策定
H18.7	「北海道リサイクルブランド認定及び利用推進要綱」（北海道リサイクルブランド認定制度）の創設
H18.10	「北海道循環資源利用促進税条例」の施行
H18.12	「北海道 PCB 廃棄物収集運搬実務要領」の作成
H19.3	「第9次北海道鳥獣保護事業計画」の変更（計画期間の延長） 「エゾシカ保護管理計画（第2期）」の変更（計画期間の延長）
H19.5	横津岳及び袴腰岳を恵山道立自然公園に編入
H19.12	「知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」の策定
H20.2	「北海道動物愛護管理推進計画」の策定
H20.3	「北海道環境基本計画［第2次計画］」の策定 「第 10 次北海道鳥獣保護事業計画」の策定 「エゾシカ保護管理計画（第3期）」の策定 苫小牧地方環境監視センターの廃止 「北海道における高度技術の利用に伴う化学物質等の管理に関する環境保全指針」の廃止 「北海道の内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針」の改訂（「北海道の化学物質問題に関する取組方針」と名称変更）
H20.4	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」の変更
H20.5	北海道PCB廃棄物処理事業の操業開始
H20.10	「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」の制定
H21.3	「北海道地球温暖化防止対策条例」の制定 「北海道環境行動計画（どうみん グリーン アクション）」の策定 北海道脱スパイクタイヤ推進条例を見直し「北海道スパイクタイヤ対策条例」に改題
H21.9	「環境基本法」に基づき PM2.5 に係る環境基準を設定
H22.4	「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」の施行 「北海道循環型社会形成推進基本計画」の策定

年月	施策内容
H22.6	「北海道の外来種リスト～北海道ブルーリスト 2010～」の作成
H22.7	「北海道生物多様性保全計画」の策定 「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画（第 2 期）」の策定
H23.2	「北海道海岸漂着物対策推進計画」の策定
H23.3	「北海道水道ビジョン」の策定
H24.3	「エゾシカ保護管理計画（第4期）」の策定 「第 11 次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
H25.1	「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」の締結
H25.3	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」の変更 「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定」の一部改定 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」の制定（「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」の廃止） 「北海道環境影響評価条例」の一部改正 「第2期知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」の策定 「水道整備基本構想（北海道水道ビジョン地域編）」の策定
H26.1	「北海道希少野生動植物保護基本方針」の変更
H26.3	「北海道エゾシカ対策推進条例」の制定 「北海道外来種対策基本方針」の策定 「北海道ヒグマ保護管理計画」の策定 「北海道環境教育等行動計画」の策定
H26.4	「北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）」の設立
H26.8	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定」の一部改定
H27.2	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」の変更

年月	施策内容
H27.3	「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更 「北海道アザラシ管理計画」の策定 「北海道循環型社会形成推進基本計画［改訂版］」の策定 「北海道廃棄物処理計画（第 4 次）」の策定
H27.5	「第 11 次北海道鳥獣保護管理事業計画」の変更（名称の変更等） 「北海道エゾシカ管理計画（第 4 期）」の変更
H27.9	「北海道生物多様性保全計画」の一部変更
H27.12	「エゾシカ肉処理施設認証制度」の創設
H28.1	「北海道水素社会実現戦略ビジョン」の策定
H28.3	「北海道環境影響評価条例」の一部改正 「北海道知床世界自然遺産条例」の制定 「北海道環境基本計画［第 2 次計画］」の改定 「北海道海岸漂着物対策推進計画（第2次計画）」の策定
H28.7	「水素サプライチェーン構築ロードマップ」の策定
H29.3	「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更 「第12次北海道鳥獣保護管理事業計画」の策定 「北海道ヒグマ管理計画」の策定 「北海道エゾシカ管理計画（第5期）」の策定 「北海道アザラシ管理計画（第2期）」の策定
H30.3	「北海道災害廃棄物処理計画」の策定 「第2次北海道動物愛護管理推進計画（バーライズプラン 2018）」の策定
H30.9	「北海道における気候変動の影響への適応方針」の策定
R2.3	「北海道水素社会実現戦略ビジョン（改定版）」の策定 「北海道気候変動適応計画」の策定 「北海道循環型社会形成推進基本計画［第2次］」の策定 「北海道廃棄物処理計画（第 5 次）」の策定

年月	施策内容
R2.12	「水素サプライチェーン構築ロードマップ（改訂版）」の策定 「北海道環境影響評価条例施行規則」の一部改正
R3.3	「北海道環境基本計画［第3次計画］」の策定 「北海道海岸漂着物対策推進計画（第3次計画）」の策定 「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」の策定 厚岸道立自然公園の指定の解除
R4.3	「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）改定版」の策定 「第13次北海道鳥獣保護管理事業計画」の策定 「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」の策定 「北海道エゾシカ管理計画（第6期）」の策定 「北海道アザラシ管理計画（第3期）」の策定 「北海道立自然公園条例」の一部改正

年月	施策内容
R4.7	「北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画」の策定
R5.3	「第4期知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」の策定 「北海道地球温暖化防止対策条例」（通称:ゼロカーボン北海道推進条例）の改正 「北海道水道広域連携推進プラン」の策定
R5.5	「北海道水道ビジョン」の一部改正 「水道整備基本構想」の一部修正
R5.7	「道有建築物の脱炭素化指針」の策定
R6.4	「北海道自然環境等保全条例」の一部改正 「北海道自然環境等保全条例施行規則」の一部改正

(2) 国の施策

年月	施策内容
S6.4	「国立公園法」の策定
S9.12	阿寒、大雪山国立公園の指定
S24.5	支笏洞爺国立公園の指定
S29.4	「清掃法」の制定
S32.6	「自然公園法」の制定（国立公園法の廃止）
S33.7	大沼、網走国定公園の指定
S33.12	「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」の制定
S37.5	「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の制定
S38.3	「狩猟法」を「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に改正
S38.7	ニセコ積丹小樽海岸国定公園の指定
S39.6	知床国立公園の指定
S41.11	「ばい煙の排出の規制等に関する法律」に基づき室蘭市を指定地域に指定
S42.8	「公害対策基本法」の制定

年月	施策内容
S43.6	「大気汚染防止法」の制定（ばい煙の排出の規制等に関する法律の廃止） 「騒音規制法」の制定
S45.6	「公害紛争処理法」の制定
S45.12	「水質汚濁防止法」の制定 大気汚染防止法の改正等公害関係 14 法の改正、整備（公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律の廃止、大気汚染防止法に基づく指定地域制の廃止） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の制定
S46.6	「悪臭防止法」の制定 「騒音規制法」に基づき自動車騒音の大きさの許容限度を設定
S46.7	環境庁の発足
S47.6	「自然環境保全法」の制定
S47.12	自動車排出ガスの量の許容限度を設定
S48.9	「動物の保護及び管理に関する法律」の制定

年月	施策内容
S48.10	「公害健康被害補償法」の制定
S49.6	「国土利用計画法」の制定
S49.9	利尻礼文サロベツ国立公園の指定
S49.11	「国立、国定公園内における各種行為に関する審査指針」の策定
S51.6	「振動規制法」の制定
S52.12	「自然環境保全法」に基づき、十勝川源流部原生自然環境保全地域、大平山自然環境保全地域を指定
S55.6	釧路湿原をラムサール条約湿地に登録
S59.3	「官能試験法による悪臭防止対策指導要綱」の制定
S59.7	「湖沼水質保全特別措置法」の制定
S59.8	「環境影響評価実施要綱」の閣議決定
S63.5	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」の制定
H 元.7	クッチャロ湖をラムサール条約湿地に登録
H2.6	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の制定
H2.8	暑寒別天売焼尻国定公園の指定
H2.9	第 3 回北方圏会議（米国アンカレッジ市で開催）への参加
H3.3	「ゴルフ場における芝の病害虫・雑草防除指針（暫定版）」の策定
H3.4	「再生資源の利用の促進に関する法律」の制定
H3.8	「公害対策基本法」に基づく土壌の汚染に関する環境基準の設定
H3.10	「再生資源の利用の促進に関する法律」の全面施行
H3.12	ウトナイ湖をラムサール条約湿地に登録
H4.6	「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」がブラジルのリオデジャネイロで開催 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の制定
H5.3	水質汚濁に係る環境基準及び地下水の評価基準の改正並びに要監視項目の設定 「ゴルフ場における芝の病害虫・雑草防除指針」の策定
H5.5	「生物多様性条約」を日本が締結
H5.6	「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る大気環境指針（暫定値）」の制定 「環境アドバイザー」制度の創設 「ラムサール条約第 5 回締約国会議」が釧路市で開催 霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原をラムサール条約湿地に登録
H5.7	「北方圏フォーラム環境関連プロジェクト委員会」、「北方圏環境・野生動物シンポジウム」を札幌市で開催
H5.11	「環境基本法」制定（「公害対策基本法」廃止）
H5.12	「水道水の水質基準に関する省令」の施行 「アジェンダ 21 行動計画」の策定 「生物多様性条約」発効
H6.3	「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」の制定 「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」の制定
H6.12	「環境基本法」に基づく「環境基本計画」を閣議決定
H7.6	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の制定
H7.10	「生物多様性国家戦略」を決定
H8.5	「大気汚染防止法」の改正
H9.2	「環境基本法」に基づきベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンに係る環境基準を設定
H9.3	地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定
H9.6	「環境影響評価法」の制定
H10.6	「特定家庭用機器再商品化法」の制定
H10.10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定
H11.2	公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正
H11.3	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の制定
H11.7	「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」の制定

年月	施策内容
H11.12	「環境基本法」に基づきダイオキシン類に係る環境基準を設定 「動物の保護及び管理に関する法律」を改正（「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更）
H12.4	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の全面施行
H12.5	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の制定 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」公布
H12.6	「循環型社会形成推進基本法」の制定 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の制定 「再生資源の利用の促進に関する法律」の一部改正（「資源の有効な利用の促進に関する法律」に名称変更）
H12.12	第二次環境基本計画の閣議決定
H13.4	「特定家庭用機器再商品化法」の全面施行 「資源の有効な利用の促進に関する法律」の全面施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の施行 「環境基本法」に基づきジクロロメタンに係る環境基準を設定
H13.5	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の全面施行
H13.6	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収・破壊法）の制定
H13.7	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の施行
H14.3	「新・生物多様性国家戦略」を決定
H14.4	「自然公園法」の一部改正（ 生物の多様性の確保の観点を明示）

年月	施策内容
H14.5	「土壌汚染対策法」の制定 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の全面施行
H14.6	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に改正
H14.7	「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の制定
H14.8	「持続可能な開発に関する世界サミット」の開催
H14.11	宮島沼をラムサール条約湿地に登録
H15.3	「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定
H15.6	循環型社会の構築を推進するための組織の一部強化
H15.7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定
H16.6	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の制定
H16.11	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の全面施行
H17.1	「自動車リサイクル法」の本格施行
H17.2	「京都議定書」の発効
H17.6	「地球温暖化対策推進法」の改正 「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正 「湖沼水質保全特別措置法」の改正
H17.7	「知床」の世界自然遺産登録
H17.11	雨竜沼湿原、サロベツ原野、濤沸湖、阿寒湖、風蓮湖・春国岱、野付半島・野付湾をラムサール条約湿地に登録
H18.2	「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定
H18.4	第三次環境基本計画の閣議決定
H19.6	「エコツーリズム推進法」の制定
H19.11	「第三次生物多様性国家戦略」を閣議決定
H20.7	北海道洞爺湖サミットの開催
H21.4	「土壌汚染対策法」の改正
H22.3	「生物多様性国家戦略 2010」を閣議決定
H22.10	「生物多様性条約第 10 回締約国会議」が愛知県名古屋市で開催

年月	施策内容
H22.12	「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」の制定
H23.6	環境教育等促進法の制定（環境保全活動・環境教育推進法の改正）
H24.4	第四次環境基本計画の閣議決定
H24.7	大沼をラムサール条約湿地に登録
H24.9	「生物多様性国家戦略 2012-2020」を閣議決定 「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正
H25.4	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行
H25.6	「特定外来生物による生態系等に係る被害に関する法律」の一部改正
H26.5	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の改正
H27.4	「フロン排出抑制法」の全面施行
H27.12	「パリ協定」の採択
H28.4	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理推進に関する特別措置法」の改正
H28.7	阿寒国立公園が「国立公園満喫プロジェクト」の対象に選定
H28.11	「パリ協定」の発効
H29.5	「土壌汚染対策法」の改正
H29.8	水銀に関する水俣条約が発効 阿寒国立公園から「阿寒摩周国立公園」へ名称変更
H30.4	第五次環境基本計画の閣議決定
H30.6	「気候変動適応法」の制定
R1.6	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正
R2.4	「フロン排出抑制法」の改正
R2.6	「大気汚染防止法」の改正
R3.3	厚岸霧多布昆布森国定公園の指定
R3.6	「地球温暖化対策推進法」の改正
R3.10	「地球温暖化対策計画」を閣議決定
R4.4	プラスチック資源循環促進法の施行
R4.5	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正

年月	施策内容
R5.3	「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定
R5.4	G7 札幌　気候・エネルギー・環境大臣会合の開催
R5.5	「気候変動適応法」の改正
R6.4	「自然公園法施行規則」の一部改正 「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」の制定
R6.6	日高山脈襟裳十勝国立公園の指定

環 境 用 語 解 説

あ

●ISO14001
　国際標準化機構（ISO）で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。①計画（Plan）、②実行（Do）、③点検（Check）、④見直し（Act）というPDCAサイクルを構築し、 継続的に実施することで、 環境への負荷の軽減を図る。

●アオコ
　湖沼において藍藻類に属する植物プランクトンが異常発生して水面が緑色を呈する現象。

●悪性中皮腫
　肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍。若い時期にアスベストを吸い込んだ人のほうが悪性中皮腫になりやすいことが知られており、潜伏期間は20～50年といわれている。

●アスベスト
　蛇紋岩や角閃石が繊維状に変形した天然の鉱物であり、耐久性に優れ、安価であることから、スレート材や断熱材、保温材など広範囲に使用されていた。
　しかし、大気中に浮遊したアスベスト繊維を人が吸入した場合、肺線維症（じん肺）、中皮腫、肺がんを起こす可能性があることから、昭和50年に吹付けアスベストの使用は原則禁止され、その後も、平成16年には代替化が困難なものを除くすべてのアスベスト製品の製造等が禁止され、平成18年にはアスベスト製品の定義が、それまでのアスベストを重量で1%を超えて含有するものから、0.1%を超えて含有するものへと変更されるなど、規制の対象が拡大されている。
　平成17年には、アスベスト製品を製造していた工場の周辺住民に中皮腫患者がいることが明らかとなり、全国的な社会問題となった。

●アドベンチャートラベル（AT）
　一般的に、『アクティビティ』、『自然』、『異文化体験』の3要素のうち、2つ以上を組み合わせた旅行形態と定義される。（出典：アドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション（ATTA））
　より本質的な理解としては、『アクティビティを通じて自然や文化という美しいものに触れ合うことで、旅行者が内面から変わっていく』ような旅行形態を指す。（出典：「アドベンチャートラベル大全」（やまとごころBOOKS））

●硫黄酸化物
　二酸化硫黄など硫黄の酸化物の総称。二酸化硫黄は、主として工場等の固定発生源での石油や石炭等の燃料に含まれる硫黄の燃焼によって生成される。

●一般廃棄物処理計画
　ごみと生活排水（し尿、浄化槽汚泥を含む。）の発生量や処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集する種類、処理施設の整備などについて、廃棄物処理法の規定に基づき市町村が定めるもの。

●エコスクール
　太陽光や風力の活用、雨水・中水の利用など各種の省エネルギー対策を施すことによって省資源化を図っている学校施設や、学校内外の自然生態系を保護・育成できる工夫をしている学校施設、さらにこれらの対策を環境教育にも活用できるように配慮している学校施設。

●エコドライブ
　環境にやさしい自動車の運転方法のこと。具体的には「燃費の把握」、「ふんわりアクセル」、「加減速の少ない運転」、「駐停車時のアイドリング・ストップ」、「タイヤの空気圧の適正化」などがあり、自動車運転者一人ひとりの心がけが燃料消費量や温室効果ガスの削減につながる。

●エコツーリズム
　観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源とふれあい、これに関する知識及び理解を深めるための活動。

●エコビジネス
　環境への負荷の少ない製品・サービスや環境保全に資する技術やシステムを提供する産業。

●ESCO事業
　ESCOは、Energy Service Company の略。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーメリット（光熱費の削減等）の一部を報酬として享受する事業。顧客が事業資金を調達する「ギャランティード・セイビングス契約」とESCO事業者が事業資金を調達する「シェアード・セイビングス契約」の2種類の契約形態があり、顧客のニーズに応じた対応が可能。

●SDGs（エスディージーズ）
　持続可能な開発目標(Sustainable Development of Goals)のこと。2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までの先進国を含む全ての国の共通の目標。貧困、教育、水資源やエネルギー対策などに関する17の目標と、具体的な達成目標である169のターゲットなどで構成されている。わが国においては、2016年5月に内閣総理大臣を本部長に、全閣僚を本部員とする推進本部が設置され、同年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定（2019年12月一部改定）されている。

●オフセット・クレジット制度
　直接削減できない二酸化炭素の排出分を、その排出量に見合った温室効果ガスの削減・吸収活動に投資すること等により埋め合わせる「カーボン・オフセット」を促進し、これを通じて国内における温室効果ガス排出削減・吸収量を、市場を流通する「オフセット・クレジット（J-VER）」として認証するための制度。

●温室効果ガス
　太陽から地表に届いた熱を受けて地表から放射される赤外線を吸収し、吸収した熱を再び地表に向かって放射することで、地表を暖める効果を有するガス。

か

●外来種
　野生生物が、本来の移動能力を超えて国内外の他の地域から人為によって意図的あるいは非意図的に導入された生物種。近年、国内外において、外来種が地域固有の生態系などに大きな脅威となる事例がクローズアップされている。本道においては、ペットとして導入されたアライグマなどによる生態系への影響などが懸念されている。

●家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法：平成13年（2001年）4月施行）
　特定家庭用機器廃棄物について、収集・運搬に関する小売業者の義務、再商品化等に関する製造業者等の義務、排出者の責務等を定め、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る法律。
　現在、エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の4品目を特定家庭用機器として指定。

●カーボン・オフセット
　日常生活や経済活動によって排出される温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減量や森林吸収量（クレジット）を用いて埋め合わせ（オフセット）すること。

●カーボンニュートラル
　植物は燃やすと化石燃料と同様に二酸化炭素を排出するが、成長過程では光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するので、収支はプラスマイナスゼロになる、という炭素循環の考え方。

●環境影響評価（環境アセスメント）
　道路やダム、鉄道、発電所の建設、さらに宅地開発やゴルフ場などを造成する際に、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響について科学的な調査、予測、評価を行い、その過程や結果を公表して、住民や行政機関、専門家などの意見を聴き、これらを踏まえて、より環境保全に配慮した事業を作り上げる制度。

●環境管理システム（環境マネジメントシステム）
　事業者等が環境に与える負荷を軽減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。このシステムの国際規格が「ISO14001」。

●環境基準
　人の健康保護と生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。現在、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音に係る基準が定められている。

●環境負荷
　人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含み、環境基本法では、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。

●揮発性有機化合物（VOC）
　常温常圧で空気中に容易に揮発する有機化合物の総称で、主に人工合成されたものを指す。比重は水よりも重く、粘性が低くて難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。また、大気中に放出され、光化学反応によってオキシダントや浮遊粒子状物質（SPM）の発生に関与していると考えられている。

●共同実施
　京都メカニズムの1つ。先進国間で温室効果ガス削減事業を実施した場合、事業が実施されたホスト国で生じる削減量の全部または一部に相当する量の排出枠を、事業に投資した国がホスト国から獲得し、自国の削減目標の達成に利用することが出来る制度。

●京都議定書
　平成9年（1997年）12月に京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）において、二酸化炭素など温室効果ガス排出の先進国の削減目標として採択されたもの。削減対象の温室効果ガスを二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF_6）の6種と定め、削減率は先進国全体で総排出量の1990年基準比で少なくても5%以上、かつ国別にそれぞれ具体的な数値を割り当てて、これを2008年から2012年にかけて達成すべき義務を課すとともに、京都メカニズムが導入された。平成17年（2005年）2月発効。

●京都メカニズム
　京都議定書において導入された、国際的に協調して目標を達成するための仕組み。「排出量取引」、「共同実施」、「クリーン開発メカニズム」のこと。

●クリーン開発メカニズム（CDM）
　京都メカニズムの1つ。先進国が途上国において実施した温室効果ガスの排出削減事業から生じる削減分を獲得し、自国の削減目標の達成に利用することができる制度。

●グリーン購入
　商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質、デザインだけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

●グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律：平成12年（2000年）5月31日公布）
　国等の機関にグリーン購入を推進するための方針（調達方針）の作成と「調達方針」に基づく環境負荷の低減に資する物品、役務の調達を義務付け、国等が率先してグリーン購入を推進しようとする法律。

●グリーンツーリズム
　ファームイン（農家が経営する民宿）での宿泊や農業体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

●光化学オキシダント
　窒素酸化物や炭化水素等の大気中の汚染物質が太陽光に照射されて起こる光化学反応によって二次的に生成されるオゾン等の酸化性物質の総称。

●公共用水域
　河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年(1958年)法律第79号）第２条第３号及び第４号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第６号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

●建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律：平成12年（2000年）５月31日公布）
　特定の建設廃棄物を再資源化し、廃棄物の減量化を図る法律。建築物等の分別解体及び再資源化を義務付け、また、適正な解体工事の実施を図るために、解体工事業者の登録制度及び解体工事現場への技術管理者の配置が義務付けられている。

●小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律：平成24年（2012年）８月10日公布）
　デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

●小形二次電池
　二次電池とは、充電して何度も使える電池で、家電、事務機器、通信機器、防災機器、雑貨など様々な製品において使用されている。このうち、主に家庭用機器に使用されている小形二次電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン二次電池、小形シール鉛蓄電池）については、電池製造事業者、機器製造事業者等によってリサイクルが行われている。

●固定価格買取制度(FIT)
　Feed-in Tariff。再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格（タリフ）を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。ドイツ、スペインなどでの導入の結果、風力や太陽光発電が大幅に増加した実績などが評価され、採用する国が増加している。一方で、国民負担の観点にも配慮が必要である。

●こどもエコクラブ
　全国の幼児から高校生を対象に、子どもたちが興味や関心に基づいて自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブ。子ども（1名以上）とその活動を支える大人（サポーター）で構成される。

●コプラナーPCB
　狭義のダイオキシン（PCDD）と似た構造を持つ物質で、ダイオキシン類対策特別措置法において、PCDD及びPCDF にコプラナーPCBを含めて「ダイオキシン類」と定義している。

さ

●最終処分場
　一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体。産業廃棄物の最終処分場には、遮断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）、安定型（がれき等）、管理型（汚泥等）の三つのタイプに分けられる。

●産業廃棄物
　事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

●酸性雨
　化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨、雪、ガス、粒子などの降下物。通常pH（水素イオン濃度指数）5.6以下のものをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた国際問題となっている。

●三ふっ化窒素（NF_3）
　無色で臭気のある不燃性の安定な気体。半導体や液晶の製造等に使用される。京都議定書で規定された温室効果ガスには含まれなかったが、使用量が増加傾向にあることから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（平成27年（2015年）４月１日施行）により、温室効果ガスの１つとして規定された。二酸化炭素の１万７千２百倍の非常に強力な温室効果をもつ。

●COD（化学的酸素要求量）
　水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸化剤の量を酸素量に換算したもので、値が大きいほど水が汚れていることを表し、湖沼及び海域の有機汚濁の代表的指標として用いられている。

●循環型社会形成推進基本法：平成12年（2000年）６月２日公布
　資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない「循環型社会」の形成に向けた取組の基本的な枠組みとなる法律。廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物等のうち有用なものを「環境資源」としてとらえ再使用、再生利用、熱回収という循環的な利用を規定し、最後に適正処理を行う優先順位を初めて法定化した。また国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を規定し、事業者、国民の「排出者」責任の明確化、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」一般原則を確立した。

●傷病鳥獣保護ネットワークシステム
　各（総合）振興局が保護収容した傷病鳥獣（ケガや病気などで弱っている野生の鳥獣）を、道内の各地域の指定動物診療施設、動物園等で治療、リハビリテーション等を行い、野生復帰を目指すネットワーク。ただしカラス等の有害捕獲対象鳥獣やアライグマ等の外来動物は対象としない。

●食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律：平成12年（2000年）６月７日公布）
　食品関連事業者が省令で設定された「判断の基準」に従った再生利用等の実施を行い、食品循環資源の再生利用等の促進を図る法律。食品関連事業者等の食品循環資源の再生利用への取組を促進するため、「再生利用事業者の登録

制度」と「再生利用事業計画の認定制度」を設けている。

●GIS（地理情報システム）
電子地図をデータベースとして、地理的な位置情報や空間情報を、属性データ（例えば、動植物分布など）と合わせて統合的に処理、分析、表示するシステム。

●ジオパーク
地質学的重要性を有する場所や景観が、保護・教育・持続可能な開発が一体となった概念によって管理された、単一の、統合された地理的領域のこと。ジオパークでは大地の上に広がる動植物や生態系の中で、地域の産業や暮らし、歴史・文化が育まれており、「ジオ」「エコ」「ヒト」のつながりを丸ごと学ぶことができる。

●水域
一定の基準によって区画された水面の範囲。

●水系
同じ流域（降雨や降雪がその河川に流入する全地域）内にある本川（流量、長さ、流域の大きさなどが最も重要と考えられる、あるいは最長の河川。本流）、支川（本川に合流する河川。支流）、派川（本川から分かれて流れる河川）及びこれらに関連する湖沼の総称をいう。ただし、道の水質測定では、湖沼及び海域について、１湖沼１水系・１海域１水系としている。

●水源かん養
森林土壌が雨水を吸収・貯留し、地下水として少しずつ川に流し、洪水や渇水を防止する機能。

●３R
廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及びリサイクルのこと。リサイクルとは、再生利用（廃棄物等を原材料として再利用すること、マテリアルリサイクル）及び熱回収（廃棄物等から焼却に伴う熱エネルギーを回収すること、サーマルリサイクル）をいう。

●生活排水
人の生活に伴い公共用水域に排出される水であり、トイレから排出されるし尿を含んだ水と、台所や風呂場などから排出される生活雑排水をいう。

●生態系サービス
生物多様性によりもたらされる自然の恵み。基盤サービス（大気や水、栄養の循環）、供給サービス（食料や原材料等の生産）、文化的サービス（風土・文化・芸術の源泉、レクリエーション資源）、調整サービス（気候の安定、洪水の調整、土地の保全）に分類することができる。

●生物多様性
それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう（生態系の多様性、種の多様性、種内（遺伝子）の多様性）。生物多様性は、全ての生物の「固有性」と「つながり」によって成り立っている。

●世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）
世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、昭和47年（1972年）、フランス・パリで採択された条約で、ユネスコ(国連教育科学文化機関)内にある事務局のもとで、保護を図るべき遺産を登録し、保護していく活動を進めている。日本は平成4年（1992年）に批准し、令和3年（2021年）8月現在、締約国は194か国となっている。遺産には「文化遺産」、「自然遺産」及び文化遺産と自然遺産の両面を有する「複合遺産」の３つのカテゴリーがある。

●世界自然遺産
世界遺産条約により登録される遺産のカテゴリーの一つ。自然遺産は、世界的な見地から見て鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象としている。令和3年（2021年）8月現在、218ヶ所が登録されている。日本国内では、平成５年（1993年）に「屋久島」と「白神山地」、平成17年（2005年）に「知床」、平成23年（2011年）に「小笠原諸島」、令和3年（2021年）に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の計5ヶ所が登録されている。

●ZEH
Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、効率的な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅」のこと。

●ZEB
Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと。

●ゼロ・エミッション
ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、社会全体であらゆる廃棄物をゼロにすることを目指すという、国連大学が提唱している構想。

た

●ダイオキシン類
人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある物質で、平成12年（2000年）１月に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をあわせて、ダイオキシン類とし、発生源となる廃棄物焼却炉などからの排出が規制されている。

●多自然川づくり
河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する川づくり。

従来、「多自然型川づくり」と称していたが、この考え方は、すべての川づくりの基本であることから、モデル事業のような誤解を与える「型」から脱却するため取組の名称を変更した（国土交通省が設置した「多自然型川づくりレビュー委員会」の提言による（平成18年（2006年）５月））。

●窒素酸化物（NOx）
物の燃焼に伴い、主に空気中の窒素が酸素と結合して発生する物質であり、工場などの固定発生源や自動車などの移動発生源による大気汚染の指標として用いられる。このうち、二酸化窒素は、呼吸器疾患の原因となるほか、光化学オキシダントの生成原因にもなる。

●低公害車
窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などをいう。

●底質
河川、湖沼、海洋などの水底を形成する表層土及びその上の堆積物を合わせたもので、外観等の違いで「底泥」、「ヘドロ」などと呼ばれることもある。

●特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
平成17年（2005年）施行。侵略的な外来種として指定される「特定外来生物」の飼養等を規制するとともに、野生化した特定外来生物の防除を行う等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的とする。

●特定建設作業
騒音規制法第2条及び振動規制法第２条で定める、建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生させるもので、政令で定めるもの。くい打機を使用する作業などが該当する。

●特定施設
大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及びダイオキシン類対策特別措置法等で定める法令の規制対象となる施設。

な

●二酸化炭素の回収・有効利用・貯留（CCUS）
CCUSは、（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）の略。火力発電所や工場などからの排気ガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、資源として作物生産や化学製品の製造に有効利用する。または、地下の安定した地層の中に貯留する技術。

は

●バイオガス
家畜ふん尿や生ごみ等に含まれる有機物からメタン発酵により発生するガスで、メタンガス、炭酸ガス、硫化水素、水素、窒素などで構成される。近年では化石燃料に替わるエネルギー源として、特に発電用燃料として利用されている。

●バイオマス
再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などが、未利用バイオマスとしては、農作物非食用部、林地残材などがある。
主な活用方法としては、農業分野における飼肥料のほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵による燃料化など、エネルギー利用がある。

●ハイドロフルオロカーボン（HFC）
水素、フッ素、炭素から構成される化合物で、オゾン層を破壊するクロロフルオロカーボン（CFC）やハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の規制に対応して、オゾン層を破壊しない代替物資として1991年ころから用いられている。京都議定書に規定された温室効果ガスの１つで二酸化炭素の数百から１万数千倍の非常に強力な温室効果をもつ。

●排出量取引
京都メカニズムのひとつ。温室効果ガスの排出削減・抑制の義務を負う国の間で排出枠の一部の移転（又は獲得）を認める制度。

●バーライズプラン
北海道における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために、平成20年（2008年）に策定した「北海道動物愛護管理推進計画」の別称。この計画では、人と動物とが共生する社会づくりと、生命尊重や友愛等の情操面の豊かさの実現を目標としている。平成30年度（2018年度）からは第2次計画として継続。

●パリ協定
第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約（平成28年（2016年）11月に発効）。
世界共通の目標として、平均気温の上昇を産業革命前と比べ２度より十分に低く保つとともに、1．5度に抑える努力を追及し、また、これを達成するため、今世紀後半に、人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることを掲げている。

●東アジア酸性雨モニタリングネットワーク
国境を越える問題である酸性雨問題の解決のために、東アジア13か国（日本を含む）が協力し、各国共通の手法で酸性雨のモニタリングを行い、情報交換等を実施する組織。2001年１月より本格稼働。

●BOD（生物化学的酸素要求量）
水中の比較的分解されやすい有機物が、好気性の微生物によって、酸化分解される時に消費される酸素の量で、値が大きいほど水が汚れていることを表し、河川の有機汚濁の指標として用いられている。

●PCB（ポリ塩化ビフェニル）
有機化合物の一つ。不燃性で、熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定していて分解されにくく、動物の脂肪組織に蓄積されやすい。従来、熱媒体、絶縁油、塗料に使用されていたが、人に対し皮膚障害、肝臓障害を引き起こす毒性を持つことが判明したため、現在、国内で製造は禁止されている。

●PRTR制度（環境汚染物質排出移動登録制度）
人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれ事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、行政に報告を行い、行政は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や廃棄物に含まれて移動する量を把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

●富栄養化
工場排水、生活排水、農業排水などに含まれる窒素、りんなどの栄養塩類が流れ込み、閉鎖性水域等における栄養塩が増加すること。水中の植物プランクトンの増殖を引き起こし、アオコの原因ともなる。

●ファシリティマネジメント
企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動

●フミン質
植物などが微生物によって分解されるときの最終分解生成物で、直鎖炭化水素と多環芳香族化合物（分子量数千から１万程度）の難分解性高分子化合物である。土壌と同じ褐色のフミン酸やフルボ酸などがあり、腐食質ともいう。

●浮遊粒子状物質（SPM）
大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のもの。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されている。

●ブルーカーボン
海洋生態系などによって吸収・固定される二酸化炭素（CO_2）由来の炭素を指し、その吸収源として、浅海域に分布する藻場や干潟などがある。

●分別基準適合物
市町村の分別収集計画に基づき分別収集されたもので、適切な保管施設（指定保管施設）に保管されているもの（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）。

●閉鎖性水域
湖沼や内湾など、地形等により水の交換が行われにくい水域をいう。汚濁物質の蓄積により水質汚濁が進みやすく、また、容易に回復できない特徴がある。

●防除実施計画
外来生物法に基づき「特定外来生物」の種ごとに作成し、国の確認・認定を受けることにより、野生化した個体の運搬が可能になるなど、計画的監視・駆除を行うための計画。

●北海道ブルーリスト2010
平成16年（2004年）3月に作成した北海道ブルーリスト2004を改訂して平成22年（2010年）6月作成。本道における外来種の実態を把握し、対策の基礎資料とすることを目的とする。国内移動種を含む全860種について、導入の経緯、生態学的特性、分布状況、生態系等への影響がまとめられている。

●北海道レッドリスト
北海道の野生動植物を対象として、絶滅のおそれのある種・亜種などを選定し、絶滅のおそれの度合い、分布や生態などの現状を取りまとめたもの。

ま

●無害化処理認定制度
人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある産業廃棄物について、高度な技術を用いた無害化処理を行うことができる者として、環境大臣から認定を受けられる制度。平成21年（2009年）に低濃度ＰＣＢ廃棄物が対象として追加された。

●メトヘモグロビン血症
飲料水などに硝酸性窒素が含まれていると、その一部は消化器系内の微生物により還元され亜硝酸塩として吸収され、血液中のヘモグロビンと反応して酸素運搬能力のないメトヘモグロビンを生成する。この血中濃度が高くなると、体内の酸素供給が不十分となり酸欠状態になる（メトヘモグロビン血症）。硝酸性窒素の一部は生体内で還元菌によって亜硝酸塩に還元されることが知られ、この菌は酸性条件下では活動が抑制されるため、胃酸のpHが２～３である大人ではほとんど起こらない。しかし、乳児では胃酸の分泌が少ないため、亜硝酸塩が生成しやすい。乳幼児のメトヘモグロビン血症は、欧米において死亡例も含め多数報告されている。

や

●有害大気汚染物質
継続的に摂取すると人の健康を損なうおそれがある物質のうち大気汚染の原因となるものをいい、該当する可能性がある物質として234物質のリストが示されている。
このうち有害性の程度や大気汚染の状況から健康リスクがある程度高いと考えられる23物質が優先取組物質とされ、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質については、環境基準が設定されている。

●容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律：平成７年（1995年）６月16日公布）
容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、市町村による分別収集を行い、事業者による再商品化等を促進する法律。ガラス製容器、PET容器、プラスチック製容器包装、飲料用紙パック及び段ボール以外の紙製容器包装の4品目の再商品化を特定業者に義務付けている。

ら

●ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）

昭和46年（1971年）にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された。この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としている。また、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の賢明な利用（ワイズユース）を提唱している。昭和50年（1975年）に条約を発効し、日本は昭和55年（1980年）に締約国となった。

●リサイクルプラント

家電リサイクル法で規定する、製造業者等が再商品化等（リサイクル）を実施する場所。製造業者等によって、道内に３か所の処理拠点が設けられている（平成29年（2017年）３月現在）。

●林地未利用材

立木を伐採して丸太にする過程で発生する枝葉、木の根元や先端部及び伐採後に森林外に搬出されない間伐材等の林地内に残された未利用資源のこと。

●類型指定

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値が設定されておらず、河川等の利水目的や水生生物の生息状況等、騒音に関係する地域の土地利用状況や時間帯等に応じて類型別に基準値が定められている。

このため、都道府県知事がそれらの状況を勘案し、具体的な地域に類型を当てはめ、指定すること。

●六ふっ化硫黄（SF_6）

無色、無臭、不燃性の安定な気体。絶縁性能が高く、ガス変圧器、ガス遮断器、ガス絶縁開閉装置などの電力機器の絶縁媒体などに用いられている。京都議定書に定められた温室効果ガスの１つで、二酸化炭素の2万2千8百倍の非常に強力な温室効果をもつ。

参 考 文 献 等 一 覧 表

＜参考文献等＞

文献等名	著者・発行者	発行年度	概　　要	問い合わせ先		
				担　当	内線	ホームページ
＜法令・計画・方針など＞						
北海道環境基本計画［第３次計画］	北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課	R3	北海道環境基本条例に基づき、環境の保全・創造に関する長期的な目標や施策の基本方向などを明記した、道の環境政策推進における基本的な計画。	環境生活部 環境保全局 環境政策課 企画調整係	24-204	
北海道環境教育等行動計画	北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課	H26	「環境教育等による環境保全の取組に関する法律」第8条の規定に基づき、道において環境教育等を総合的･体系的に進めるため策定した計画。	環境生活部 環境保全局 環境政策課 企画調整係	24-204	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	北海道規則	H6 (R2改定)	廃棄物処理法の運用に必要な手続等について定めた道の規則。	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 産業廃棄物係	24-308	
北海道廃棄物処理計画［第５次計画］	北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課	R1	「北海道循環型社会形成推進基本計画」の廃棄物に係る個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画」の内容を記載。	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 産業廃棄物係	24-308	
豊かな自然とよりよい環境 廃棄物処理法の概要 2021	北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課	R2 (改訂)	これまで改正された内容を含めて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要について、産業廃棄物を中心に取りまとめたもの。	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 産業廃棄物係	24-308	
北海道海岸漂着物対策推進計画［第３次計画］	北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課	R3 (改訂)	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、道内の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した計画。	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 一般廃棄物係	24ー307	
北海道生物多様性保全計画	北海道 環境生活部 自然環境局 自然環境課	H22 (H27一部変更)	生物多様性基本法に基づく、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画	環境生活部 自然環境局 自然環境課 企画調整係	24-352	
第１３次北海道鳥獣保護管理事業計画	北海道 環境生活部 自然環境局 野生動物対策課	R3	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第４条に基づき、本道における鳥獣の保護及び管理の基本的な考え方について示し、将来にわたって本道の生物多様性が損なわれないよう、地域に根ざした鳥獣保護管理事業の計画的な推進を図ることを目的として策定した計画。	環境生活部 自然環境局 野生動物対策課 野生鳥獣係	24-384	
北海道ヒグマ管理計画	北海道 環境生活部 自然環境局 野生動物対策課	R3	人とヒグマとのあつれきを軽減しながら、地域個体群の存続を図るため、総合的なヒグマ施策の基本的な内容について紹介。	環境生活部 自然環境局 野生動物対策課 ヒグマ対策室	24-382	
北海道エゾシカ管理計画（第6期）	北海道 環境生活部 自然環境局 野生動物対策課	R3	北海道エゾシカ対策推進条例に基づき、人間活動とエゾシカとの軋轢の軽減、エゾシカの適正な個体数管理、エゾシカと人間との共生等を図ることを目的として策定した計画。	環境生活部 自然環境局 野生動物対策課 エゾシカ対策係	24-359	
北海道アザラシ管理計画（第3期）	北海道 環境生活部 自然環境局 野生動物対策課	R3	アザラシ類による漁業被害の軽減及び人とアザラシ類との共存を図るため、条例の基本的な内容について紹介。	環境生活部 自然環境局 野生動物対策課 野生鳥獣係	24-384	
北海道エゾシカ対策推進条例	北海道 環境生活部 自然環境局 野生動物対策課	H26	「北海道エゾシカ対策推進条例」の内容について、道民、狩猟者等の理解の推進を図るため、条例の基本的な内容について紹介。	環境生活部 自然環境局 野生動物対策課 エゾシカ対策係	24-359	
北海道地球温暖化防止対策条例	北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課	H21 (R5改定)	「北海道地球温暖化防止対策条例」の内容について、道民、事業者等の理解の推進を図るため、条例の基本的な内容について紹介。	経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課 ゼロカーボン推進係	26-431	
ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第３次）［改定版］）	北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課	R2 (R3改定)	気候変動対策について、総合的かつ計画的に推進するため策定した「ゼロカーボン北海道推進計画」の内容を紹介。	経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課 ゼロカーボン推進係	26-431	
北海道気候変動適応計画	北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課	R1	気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応」の取組について、総合的かつ計画的に推進するため策定した「北海道気候変動適応計画」の内容を紹介。	経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課 温暖化対策係	26-442	

文献等名	著者・発行者	発行年度	概　　要	問い合わせ先		
				担　当	内線	ホームページ
＜情報提供・事例紹介など＞						
エコキッズ・ 　アクションプログラム集 1自然編 「北海道の自然に親しむプログラム」 2身近な生活環境編 「ごみ･水･空気のことを考えるプログラム」 3地球環境・エコライフ編 「エネルギーや地球温暖化を考えるプログラム」	北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課	H17 H18 H19	子どもたちが、家庭、学校、地域等の身近な場所で楽しみながら、自然や身近な環境について学べるよう、調査や実験・観察などの様々なプログラムを掲載。自然編、生活環境編、地球環境・エコライフ編の3分冊。	環境生活部 環境保全局 環境政策課 企画調整係	24-204	
環境教育読本 みんなと地球の未来のために ～3R～	北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課	H24	物の生産・流通、消費、廃棄のあらゆる段階で発生する廃棄物の抑制(リデュース)、積極的な再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)など、環境負荷の低減を目指す「循環型社会」の構築に関連した、環境について学べる環境教育読本。	環境生活部 環境保全局 環境政策課 企画調整係	24-204	
環境教育プログラム集 地球のいろいろオモシロ循環ナビ	北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課/ 北海道 教育庁 学校教育局 義務教育課	H25	子どもたちが楽しみながら環境への視点を育めるよう、地球上の循環を5つのテーマ「水、空気、生命、エネルギー、資源」に分け、実験や体験などのプログラムを具体的に紹介。	環境生活部 環境保全局 環境政策課 企画調整係	24-204	
3Rハンドブック2021	北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課	R3	道民、団体、事業者、市町村などがゴミの減量・リサイクルを取り組むための一助となることを目的に、さまざまなの事例やリサイクルの実態、その他基礎的な情報を掲載。	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 企画調整係	24-304	
北海道のエコ&セーフティドライブ	北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課	R2	ふんわりアクセルやアイドリング・ストップなど、エコドライブのコツについて紹介。	経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課 ゼロカーボン戦略係	26-432	
北海道らしい水素社会の実現に向けて	北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課	H28	水素エネルギーの特性や、道内における取組、水素の利活用の地域における取組を紹介。	経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課 新産業係	26-706	
北海道カーボンアクションフォーラム	北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課	H26	カーボン・オフセットの仕組みや、北海道で創出されたカーボン・クレジットを活用したオフセット事例について紹介。	経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課 ゼロカーボン産業・環境金融係	26-195	

＜環境基準等＞

環境基準等名	問い合わせ先		
	担　当	内線	ホームページ（環境省）
大気汚染に係る環境基準 騒音に係る環境基準 航空機騒音に係る環境基準	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 水環境係・大気環境係	24-254	大気汚染　騒音　航空機騒音
水質汚濁に係る環境基準 地下水の水質汚濁に係る環境基準 土壌の汚染に係る環境基準		24-255	水質汚濁　地下水の水質汚濁　土壌汚染
ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について 大気汚染に係る緊急時発令基準		24-254	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染　大気汚染に係る緊急時発令基準

北海道環境基本条例

（平成八年十月十四日条例第三十七号）

平成十一年十二月十七日条例第五十九号
（北海道環境基本条例等の一部を改正する条例第１条による改正）
平成二十一年三月三十一日条例第十五号
（北海道条例の整備に関する条例第二十七条による改正）

北海道環境基本条例をここに公布する

目　次

前　文
第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策
第一節　施策の基本方針（第九条）
第二節　環境基本計画（第十条）
第三節　道が講ずる良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等（第十一条―第二十九条）
第四節　地球環境保全のための施策（第三十条・第三十一条）
附　則

北海道は、さわやかな空気、清らかな水、広大な緑の大地、そこに息づく様々な野生生物など豊で優れた自然環境に恵まれた地域であり、この自然の恵みの下に、北国らしい生活を営み、個性ある文化を育んできた。

人類の存続基盤として欠くことのできない環境は、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つものであり、これまでのような大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を続けていくことは、私たちを取り巻く地域の環境のみならず地球全体の環境をも脅かすものであることが広く理解されてきた。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、良好で快適なものとして将来に引き継ぐ責務を有している。

このため、私たちは、環境への負荷が人の様々な活動から生じているということを心に留め、自らの行動を負荷の少ないものに変えていき、社会経済活動のあり方や生活様式を見直すことが求められており、自然とのかかわりの中で育まれてきたアイヌ民族の豊かな知恵や、現代に生きる私たちが見落としてきた先人たちの物を大切に使い回していくといった生活の知恵に学びながら、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない社会を築いていくことが必要である。

また、都市化の進展により身近な自然が減少する中で、自然とのふれあいや快適な環境づくりへの関心が高まってきており、失われた自然を回復し、北海道の風土にふさわしい、うるおい、やすらぎ、ゆとりなどの心の豊かさが感じられる快適な環境の積極的な創造に取り組むことが重要である。

このような考え方に立って、良好な環境を保全し、快適な環境を維持し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型の社会をつくり上げるため、道民の総意として北海道環境基本条例を制定する。

第一章　総則

（目　的）

第一条　この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、

基本理念を定め、並びに道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の　健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定　義）

第二条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

２　この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに道民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

３　この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第三条　環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。

２　環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

３　地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深

く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

（道の責務）

第四条　道は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　道は、環境の保全及び創造を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策について総合調整を行うとともに、市町村が環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第五条　削除（平成一一年条例五九条）

（事業者の責務）

第六条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

３　前二項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

４　前三項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に資するよう自ら積極的に努め、及びその事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、道又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（道民の責務）

第七条　道民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、道民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、道又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（年次報告）

第八条　知事は、毎年、議会に、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第二章　良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策

第一節　施策の基本方針

第九条　道は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一　人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

二　人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

三　潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。

四　環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正かつ有効な利用を推進すること。

第二節　環境基本計画

第十条　知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

２　環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的事項について定めるものとする。

３　知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。

４　知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道環境審議会の意見を聴かなければならない。

５　知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

６　前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三節　道が講ずる良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等

（環境への配慮等）

第十一条　道は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、良好な環境の

保全を図る見地から、環境への影響が低減されるよう十分配慮するものとする。

2　道は、道が行う環境に影響を及ぼすと認められる事業の実施に当たって環境に配慮するための指針を定め、率先してこれに基づき実行するよう努めるものとする。

3　知事は、環境の保全上の支障を防止するために特に必要があるときは、事業者と良好な環境の保全等に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（環境影響評価の推進）

第十二条　道は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全について適正に配慮することを効果的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制等の措置）

第十三条　道は、公害を防止するため、その原因となる物質の排出等に関する規制その他の必要な規制の措置を講じなければならない。

2　道は、自然環境の保全等を図るため、自然環境の適正な保全等に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、自然公園の区域内における行為の規制その他の必要な規制の措置を講じなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、道は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（助成の措置等）

第十四条　道は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者がその事業活動に係る環境への負荷の低減に資する施設の整備等を行うに当たっては、必要かつ適正な助成又は技術的な助言を行うよう努めるものとする。

（良好な環境の保全に関する施設の整備等）

第十五条　道は、緩衝地帯、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2　道は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄物の減量の促進等）

第十六条　道は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、事業者及び道民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2　道は、環境への負荷の低減を図るため、道の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用に努めるものとする。

（野生生物の保護管理）

第十七条　道は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護管理するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林及び緑地の保全等）

第十八条　道は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（良好な水環境の保全等）

第十九条　道は、河川、湖沼、湿原、海域等における良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水循環及び安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（身近な緑や水辺との触れ合いづくり等）

第二十条　道は、北海道の風土にふさわしい快適な環境を維持し、及び創造するため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、自然と調和した良好な景観の形成、歴史的文化遺産の保存及び活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境学習の推進）

第二十一条　道は、事業者及び道民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する学習（以下「環境学習」という。）を総合的かつ体系的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第二十二条　道は、事業者、道民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

（情報の提供）

第二十三条　道は、第二十一条に規定する環境学習の推進及び前条に規定する民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査の実施）

第二十四条　道は、環境の状況の把握に関する調査並びに環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

（試験研究体制の整備等）
第二十五条　道は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の環境管理の促進）
第二十六条　道は、事業者が、その事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

（道民の意見の反映）
第二十七条　道は、環境の保全及び創造に関する施策に、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
２　知事は、道民の意見の反映等に資するため、環境保全推進委員を置くものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力等）
第二十八条　道は、環境の保全及び創造に関する施策について、国及び都府県と協力するとともに、市町村と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

（財政上の措置）
第二十九条　道は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第四節　地球環境保全のための施策

（地球環境保全のための行動の促進）
第三十条　道は、道、市町村、事業者及び道民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及に努めるとともに、これに基づくそれぞれの行動を促進するものとする。

（地球環境保全のための国際協力）
第三十一条　道は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と協力して、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定、開発途上にある海外の地域等への良好な環境の保全に関する技術等の提供等を行うよう努めるものとする。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条第二項及び附則第二項（北海道公害防止条例第十六条の改正規定に限る。）の規定は、平成九年四月一日から施行する。
（北海道公害防止条例の一部改正）
２　北海道公害防止条例（昭和四十六年北海道条例第三十八号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（北海道環境影響評価条例の一部改正）
３　北海道環境影響評価条例（昭和五十三年北海道条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（北海道自然環境等保全条例の一部改正）
４　北海道自然環境等保全条例（昭和四十八年北海道条例第六十四号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（検討）
５　知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成十一年十二月十七日条例第五十九号）
〔北海道環境基本条例等の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二十一年三月三十一日条例第十五号抄）
〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕
１　この条例は、公布の日から施行する。（後略）